日医発第1873号(健Ⅱ)
令和７年２月７日

都道府県医師会担当理事　殿

日本医師会常任理事
渡　辺　弘　司
濵　口　欣　也
（公印省略）

妊婦のための支援給付（旧出産・子育て応援交付金事業）への
協力について(依頼)

妊婦等に対する「出産・子育て応援交付金事業への協力について（依頼）」は令和５年１月13日付（日医発第1947号(健Ⅱ)）において、お知らせしております。

昨年６月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和７年４月１日以降は、従来の「出産・子育て応援交付金」に代わり、法定事業として新設された「妊婦のための支援給付」及び「妊婦等包括相談支援事業」として、引き続き、妊婦等への経済的支援と伴走型相談支援を、効果的に組み合わせて実施し、妊婦への総合的な支援を図ることから、今般、こども家庭庁より本会に対して協力依頼がありました。

新たに制度化された本給付では、妊娠届出時の妊婦支援給付認定後（５万円）、出産予定日の８週間前の日以降の胎児の数の届出後（５万円×胎児の数）の２回に分けて経済的支援を実施することとしていますが、旧事業との相違点及び妊娠の事実や胎児の数の確認の取扱いに関しては、別添通知および産科医療機関向けＱ＆Ａをご確認ください。

なお、別添Ｑ＆Ａにつきましては、こども家庭庁のホームページで公開する予定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、自治体を通じた妊婦への経済的支援が円滑に進むよう、郡市区医師会及び関係医療機関への周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和７年２月４日

公益社団法人　日本医師会　様

こども家庭庁成育局成育環境課

妊婦のための支援給付（旧出産・子育て応援交付金事業）への協力について(依頼)

こども家庭関連施策の推進につきましては、平素より御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

妊婦等に対する「出産・子育て応援交付金」（面談を受けた妊婦・子育て世帯に合計 10 万円相当の経済的支援と伴走型の相談支援を行う事業）の実施に当たっては、医療機関等における妊娠の事実確認や、市町村との情報連携の促進について、「出産・子育て応援交付金事業への協力について(依頼)」（令和４年 12 月 27 日事務連絡）によりご協力をお願いさせていただいてきました。

令和７年４月１日以降は、従来の「出産・子育て応援交付金」に代わり、昨年６月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）において法定事業として新設された「妊婦のための支援給付」（以下、「本給付」とします。）及び「妊婦等包括相談支援事業」として、引き続き、妊婦等への経済的支援と伴走型相談支援を、効果的に組み合わせて実施し、妊婦への総合的な支援を図ることとしております。

新たに制度化された本給付では、妊娠届出時の妊婦支援給付認定後（５万円）、出産予定日の８週間前の日以降の胎児の数の届出後（５万円×胎児の数）の２回に分けて経済的支援を実施することとしていますが、旧事業との相違点及び妊娠の事実や胎児の数の確認の取扱いに関して、下記のとおりとしておりますので、本給付につきまして御理解賜り、会員の皆様への周知等により市町村を通じた妊婦への経済的支援が円滑に進むよう御配慮いただきたく、何卒お願い申し上げます。

また、医療従事者様向けに別添Ｑ＆Ａを作成し、こども家庭庁のホームページでも公開しますので、会員の皆様への周知にご活用いただければ幸いです。

記

１．妊婦のための支援給付と出産・子育て応援給付金の相違点

	新）妊婦のための支援給付	旧）出産・子育て応援給付金
対 象 者	１回目：妊　婦 ２回目：**妊　婦**	１回目：妊　婦 ２回目：**養育者**
金　　額	１回目：５万円 ２回目：５万円×**胎児の数**	１回目：５万円 ２回目：５万円×**出生した人数**

支給時期	１回目：妊婦支援給付認定後（妊娠届出後） ２回目：胎児の数の届出後（出産予定日の８週間前の日以降）	１回目：妊娠届出後 ２回目：出産後
妊娠の定義	医師による胎児心拍の確認	医師による胎児心拍の確認 または出産予定日の確認
流産・死産・人工妊娠中絶の取扱	**給付対象**	**支給対象外**

※　法定化に伴い、本給付を「妊娠」に着目した「妊婦のための支援給付」と位置付けたことから、給付対象を妊婦に限定しています。また、２回目の給付においては、妊娠している胎児の数に応じて給付することとし、これまで支給対象外だった流産・死産・人工妊娠中絶の場合においても給付対象となります。

２．妊娠及び胎児の数の事実確認について

本給付では、妊娠の定義を医師による胎児心拍の確認としています。妊婦は、初回の給付に向けて、妊娠の届出と合わせて妊婦支援給付認定の申請をしていただく必要がありますが、その際に妊娠の事実確認について医師からの証明書等の提出を求めることはせず、妊婦の申請は原則として真正なものとして受理することとしています。

また、２回目の給付に繋がる胎児の数の届出は、出産予定日の８週間前の日以降に届出することが出来ますが、出産前の届出の場合は母子健康手帳の交付数、出生後については出生届（住民基本台帳）により市町村が胎児の数を確認することが可能であるため、事実確認のために医師からの証明書等を妊産婦に求めることは想定していません。流産等の場合も同様に、母子健康手帳により事実確認を行いますので証明書等を求めることは想定していません。

ただし、医療機関を受診していたが、市町村に妊娠の届出をしないまま流産等をしてしまった場合など、市町村が妊娠の情報を把握できない場合においては、市町村は妊産婦に対して事実確認の証明書を求めることになります。この場合、妊婦（妊婦であった者）からの求めに応じ、診断書等により妊娠の事実及び胎児心拍を確認した数を証明していただくことが想定されます。

なお、旧事業と同様、異所性妊娠については、妊娠の継続が実質的に困難であるため、給付対象外としています。

つきましては、医療機関等におかれましては、診断書等が必要となる場合がある旨の御理解と御協力を何卒お願い申し上げます。

３．市町村と医療機関等との情報連携について

新制度の施行以降も、本給付及び妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせて行うことで、妊娠期から妊婦やその配偶者等に切れ目のない支援を行い、身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施して総合的な支援を図って参ります。本給付が適切に支給されるために、診断書等による証明が必要となる場合については２に記載いたしましたが、そのほかにも、妊娠及び胎児の数の事実確認、申請内容等に疑義が生じた場合などに、本人の同

意を得たうえで市町村から医療機関に問い合わせをさせていただく場合がありますので、その際は受診状況等の情報共有について、引き続き、ご協力をお願いいたします。

また、特に支援が必要な方については、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が適切に連携しながら支援を実施していくことがより重要であり、必要に応じて相互に情報共有することで、切れ目のない支援に繋がるものと考えておりますので、この点に関しましても、改めて、会員、関係者の皆様への周知に、御配慮をお願い申し上げます。

（照会先）
こども家庭庁成育局成育環境課相談支援係
TEL：03-6861-0228
E-mail：seiikukankyou.soudan@cfa.go.jp

産科医療機関向けＱ＆Ａ

Ｑ：妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の趣旨はなにか？

Ａ：妊婦のための支援給付は、妊婦の身体的・精神的・経済的負担を軽減することを、妊婦等包括相談支援事業は、相談支援や保健指導を通じて、安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備することを目的としたものです。

市町村は、これら２つの事業を組み合わせて実施するよう配慮する旨を法律において定めております（子ども・子育て支援法第 10 条の３）が、これは、給付を呼び水として、妊娠時から出産・子育てまで一貫して、すべての妊産婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な相談対応を実施するとともに、必要な支援につなげていくことで、より安心して出産・子育てができるような環境を整備することを狙いとしたものです。

Ｑ：給付金は誰がどこに申請していくら支給されるか？

Ａ：妊婦が申請時点の住民票所在地市区町村に申請を行います。妊婦は、妊娠届の際に、妊婦であることの認定を申請し、市区町村は妊婦支援給付認定した妊婦に対して１回目の給付金（５万円）を支給します。

次に、出産予定日の８週間前の日以降に妊婦から胎児の数が市区町村に届け出られたら、２回目の給付金（妊娠しているこどもの数×５万円）を支給します。

Ｑ：給付金はいつ支払われるか。申請期限はどうなっているのか？

Ａ：妊婦支援給付金の支払い時期は、法令上定めておりませんが、本事業の趣旨目的に鑑み、速やかに支給していただくよう市区町村に周知してまいります。

1回目の給付金の申請（妊婦給付認定申請）及び2回目の給付金の申請（胎児の数の届出）期限については、権利の行使ができる時を起算日として、2年となります。（子ども・子育て支援法第 73 条）

権利の行使ができる時の起算日とは、具体的には、以下のとおりです。

- 妊婦給付認定申請については、医療機関で胎児心拍が確認された日
- 胎児の数の届出については、出産予定日の8週間前の日
- 妊娠が継続できず流産等をした場合は、当該流産等が医療機関において確認された日

Ｑ：妊娠の定義はなにか？

Ａ：妊婦支援給付認定にかかる「妊娠」の定義は、医師による「胎児心拍」の確認としています。確認がとれない場合、妊婦支援給付認定はできません。

Ｑ：胎嚢の確認はできたが、胎児心拍が確認されていない場合は対象となるか？

Ａ：胎嚢の確認が出来ていても胎児心拍が確認されていない場合は、妊婦支援給付認定の「妊娠」とは認められません。

Ｑ：流産・死産・人工妊娠中絶は支給対象となるか？

Ａ：妊娠に着目した支給であるため、流産、死産、人工妊娠中絶の場合も支給の対象となります。

Ｑ：異所性妊娠で胎児心拍が確認された場合は認定されるか？

Ａ：妊娠の継続が実質的に困難な異所性妊娠は、胎児心拍が確認されたとしても本給付認定の「妊娠」とは認められない整理としています。現行の出産・子育て応援交付金事業も同様の取扱いです。

Ｑ：多胎の心音を確認したが、単胎の出産になった場合でも心音を確認した数に対して支給されるか？

Ａ：複数の胎児心拍の確認があれば、万が一、出産に至らなかった場合でも胎児の数を届出していただき数に応じて支給されます。一般的には、多胎であれば妊娠届により母子健康手帳も数に応じて発行され、届出がある胎児の数と同数になります。

Ｑ：妊娠の事実確認の証明書を発行する場合はあるか？

Ａ：妊娠届により妊娠の事実を認めて妊婦支援給付認定を行いますので、基本的には市区町村が妊婦に対して医師の証明書の提出は求めることはありません。

　なお、証明書を発行していただく場合として想定されることは、妊娠を届出せずに流産や人工妊娠中絶等をしている場合、市区町村では事実確認が出来ないことから、いずれかの時期に医療機関を受診し、医師が胎児心拍の確認が出来ている場合には、当該者から証明書の発行を求められることが想定されます。

Ｑ：胎児の数の届出の事実確認に証明書を発行する場合はあるか？

Ａ：胎児の数の届出においても、基本的には市区町村が妊婦に対して医師の証明書の提出を求めることはありません。胎児の数の事実確認は、母子健康手帳の数や出生届出（住民基本台帳）で行います。

　なお、証明書を発行していただく場合として想定されることは、胎児心拍が複数確認されたが、出生の届出は一人であった場合に、当該者から多胎であったことの証明書の発行を求められることが想定されます。

Ｑ：流産された方への案内はどのようにするべきか？

Ａ：添付（別途作成）のチラシを渡して、住民票所在地市区町村に連絡するようご案内ください。市区町村は、流産・死産を経験した女性等への心理社会的支援等について（令和３年５月 31 日付通知）、不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について（令和４年４月８日付事務連絡）などと合わせて給付金の申請を案内します。

（参考）■こども家庭庁ウェブサイト 流産・死産等を経験された方へ（URL）
https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/ryuuzan/

Ｑ：人工妊娠中絶された方への案内はどのようにするべきか？

Ａ：人工妊娠中絶の場合も支給対象となりますので、添付（別途作成）のチラシを渡して、住民票所在地市区町村に連絡するようご案内ください。

人工妊娠中絶された方には、母体保護や健康リスクへの影響、適切なカウンセリングやサポート、予防に関する性教育などが必要と考えますので、本給付申請の際の面談を機に支援に繋げるよう市区町村に周知して参ります。医療機関においても必要に応じてご対応をお願いします。

Ｑ：胎児心拍を証明する証明書の雛型はあるか？

Ａ：添付（別途作成）の雛型を参考としてください。なお、市区町村が作成した様式にサインすることで代えることも可能です。

Ｑ：妊婦が虚偽の申請や医師が虚偽の証明をした場合の罰則などはあるか？

Ａ：子ども・子育て支援法第 10 条の５に基づき、市町村は、法律の施行に必要な限度において、妊婦若しくはその配偶者等に対し、報告や文書の提出等を求めることが出来ます。併せて、同法 82 条において、市町村は、条例により、正当な理由なしに、これらの報告や提出に応じない又は虚偽の報告や提出等をした場合については、10 万円以下の過料を科する規定を設けることができるとされています。従って、市町村が条例を設けた場合に、虚偽の申請・証明等について過料が課されることがあります。

また、本件に関わらず、医師が虚偽の診断書を作成する等の行為については、関係法令における規定に抵触するものと承知しています。

Ｑ：市区町村から妊娠の事実や胎児の数の確認の連絡がある具体的な例はあるか？

Ａ：市区町村は、申請内容に疑義がある場合、本人同意のうえ申請書に記載の医療機関に照会を行うことができることとしています。

想定される例としては、胎児心拍確認前の申請や母子健康手帳の数と胎児の数の届出数が相違する場合が想定されます。また、不正受給・想像妊娠・代理申請等について事実確認のため受診履歴を確認させていただく場合があります。

妊婦給付認定用診断書

＜受診者＞

住　　所

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生　（　　歳）

＜診　　断＞

胎児心拍確認日　　年　　月　　日

心拍が認められた胎児数　　１　・　２　・　（　　）

流産の種類　　自然流産　・　人工流産

流産となった日　　年　　月　　日

上記の通り証明します。

年　　月　　日

施設名

所在地

医師氏名

（2025 年 2 月時点）